

## V 向精神薬・筋弛緩薬の取扱い

向精神薬は、「麻薬及び向精神薬取締法」で取扱いが定められ、中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼすが、濫用の恐れおよび濫用された場合の有害性の程度は、麻薬や覚せい剤より低いものと定義される。筋弛緩薬の管理については、法的には毒薬として扱われるが、当院では危険性に鑑み麻薬に準じて取扱う。

向精神薬・筋弛緩薬の取扱いに関する詳細は、薬剤部（注射剤供給管理室：内線 5337）まで問合せされたい。

### 1. 向精神薬

#### 1) 向精神薬の区分

向精神薬は、濫用の恐れおよび有害作用の高い順に第1種、第2種、第3種に区分されている。

当院の採用薬の中で向精神薬の名称を以下に示す。

区分	内服・外用	注射
第1種	《内服》リタリン錠 10mg 《外用》 —	—
第2種	《内服》フルニトラゼパム錠 1mg、2mg 《外用》レペタン坐剤 0.2mg	ペンタジン注射液 15 レペタン注 0.2mg ロヒプノール静注用 2mg
第3種	《内服》 セルシン 錠 2mg、5mg、散 1% アルプラゾラム 0.4mg 錠 ドラール錠 15 ハルシオン錠 0.125mg、0.25mg フェノバル 10%散、エリキシル 0.4% ゾルピデム酒石酸塩 OD 錠 5mg、10mg マイスタン錠 10mg ロフラゼブ錠 1mg ロラゼパム錠 0.5mg、1mg ユーロジン 2mg 錠 リーゼ錠 5mg リボトリール錠 0.5mg、1mg、細粒 0.1% レキソタン錠 2 mg、5mg	セルシン注射液 10mg ミダゾラム注射液 10mg ノーベルバル静注用 250mg フェノバル注射液 100mg

(次頁へ続く)

(第3種 の続き)	レスミット錠5、 プロチゾラム錠0.25mg 《外用》 セニラン坐剤3mg ダイアップ坐剤4 ワコビタール坐剤50	
--------------	--	--

## 2) 向精神薬管理責任者

各科外来および病棟医長ならびに中央診療施設副部長をもって充てる。向精神薬管理責任者は各部署での向精神薬管理を厳重に行い、事故防止につとめる。

## 3) 向精神薬の保管

常備（定数）配置の向精神薬は施錠設備のある保管庫に保管する。麻薬と同じ保管庫には保管しない。

患者に処方済み向精神薬	常備（定数）向精神薬
第一種向精神薬 <sup>1)</sup>	第一種向精神薬 <sup>1)</sup>
内服・外用 第二種向精神薬 <sup>2)</sup>   注射用 第二種向精神薬 <sup>1)</sup>	第二種向精神薬 <sup>1)</sup>
第三種向精神薬 <sup>2)</sup>	第三種向精神薬 <sup>1)</sup>

1) 常に施錠管理が必要

2) 職員不在時は施錠管理が必要

## 4) 記録

定数配置の第1種、第2種の向精神薬については、薬剤部より譲り受け、また患者に施用した時および返品・廃棄した時はその当事者名、患者名、向精神薬の品名、規格、単位、数量、年月日、時間、施用者名を記録簿に記入する。この記録は2年間保管する。

## 5) 廃棄

不正流用を防止するため、廃棄する場合は回収が困難な方法（焼却、希釈、酸・アルカリ処理、他の薬剤との混合等）で行う。

## 6) 事故届

万一破損、盗難、紛失等、事故が発生した場合は、その規模、重篤度に関わらず、当該向精神薬の品名、数量、事故発生状況等を至急、薬剤部（注射剤供給管理室：内線5337）へ連絡する。

ただし、次表に示した数量以上の向精神薬が盗難、紛失等にあつたときは、保健所長へ届出る。盗難、強奪、脅取又は詐欺の場合には、数量に関わらず届出る。

向精神薬の種類	保健所長への届出が必要となる基準
末、散剤、顆粒剤	100g（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120 個
注 射 剤	10 アンプル（バイアル）
内 用 液 剤	10 容器

## 2. 筋弛緩薬

### 1) 薬品の請求および返納

- ①注射オーダと同時に診療科で出力される「筋弛緩薬処方せん」により請求する。
- ②薬剤部は「筋弛緩薬処方せん」により調剤を行い、施用票とともに薬品を払い出す。
- ③診療科は施用終了後、翌日中に「施用票」に使用・未使用本数および残液がある場合はシリンジ内残量を記載の上、未使用薬品、空バイアル・アンプル、残液とともに薬剤部へ返納する。
- ④薬剤部は「施用票」をコピーして、医事課へ送付する。
- ⑤筋弛緩薬の搬送は、薬剤部払出から薬剤部への返却に至るまで、すべての行程において筋弛緩薬専用ジッパー付きの袋（青色）に入れて行う。
- ⑥筋弛緩薬の請求は原則として 14:00、返却は 10:00 の看護助手搬送便で行う。

### 2) 筋弛緩薬管理責任者

各科外来および病棟医長ならびに中央診療施設副部長をもって充てる。筋弛緩薬管理責任者は各部署での筋弛緩薬管理を厳重に行い、事故防止につとめる。

### 3) 筋弛緩薬の保管

定数配置および薬剤部より交付された筋弛緩薬は、施錠設備のある保管庫に保管する。麻薬と同じ保管庫には保管しない。

### 4) 廃棄

不正流用を防止するため、廃棄する場合は回収が困難な方法（焼却、希釈、酸・アルカリ処理、他の薬剤との混合等）をとる。

### 5) 事故届

万一破損、盗難、紛失等、事故が発生した場合は、その規模、重篤度に関わらず、当該筋弛緩薬の品名、数量、事故発生状況等を至急、薬剤部（注射剤供給管理室：内線 5337）へ連絡する。また、筋弛緩薬事故報告書を薬剤部長宛に提出する。